

平成29年度 社会福祉法人権の木会
児童養護施設 聖智学園事業計画書

1. 施設の基本理念

聖智学園においては、「児童福祉法」「児童憲章」並びに「児童の権利に関する条約」の基本理念に基づいて、子どもたちの最善の利益を実現し、また、子どもたちの権利擁護を図りつつ、「個性豊かで心たくましく思いやりのある人間として育つ」ことができるように支援していきます。

2. 事業概要

(1) 施設運営方針

法人及び施設を維持、発展・強化していくためには、地域の方々や社会の支持が必要不可欠であり、高い公共性を理解していただくことが何よりも大切です。このため、施設としては、地域との交流、ボランティアの受入れ（活動の場の提供）、関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、積極的な情報開示、情報提供に努め、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理、会計処理を行い、児童福祉の担い手として高い信頼性を得るように努めていきます。特に、今回の社会福祉法の改正でガバナンス（組織統治）の確立、公益性・非営利性の徹底、国民に対する説明責任及び地域社会への貢献といった社会福祉法人が備えるべき本来の役割を果たすことがこれまで以上に強く求められることになりました。

社会的養護については、国は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境に変えていく必要があるとして、施設の小規模化、地域分散化を推進しています。この推進には、「人材確保と専門性向上」、「財源確保」などに大きな課題があるため、中長期的な視野に立って取り組んでいくこととします。養育については、児童と職員の良好な関係を構築することで、基本的な生活習慣の確立や情緒の安定を図り、適切な人間環境が築けるよう日々の生活の中から支援していきます。そして、進学、就労、自立、家庭復帰など子どもに合わせた支援を行い、退所後のアフターケアも適切に進めます。

施設に義務付けられている第三者評価は、平成29年度に2回目の受審となり、前回指摘された事項についてはもちろん、職員全員による自己評価による改善点の見直しを行い、第三者機関による評価を受審した結果に基づいて施設の弱みを強みに改善していくこととします。

(2) 施設運営

① 児童養護施設の運営

- ・定員 42名
 聖智学園（定員 30名）
 地域小規模児童養護施設「グループホームまほろば」（定員 6名）
 地域小規模児童養護施設「グループホームあすなろ」（定員 6名）

・職員 合計 33名（うち、まほろば 4名、あすなろ 4名）

② 子育て短期支援事業

- ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

③ 保育士養成校 施設実習（8月 1名）

④ 里親支援（里親支援専門相談員による家庭訪問・電話相談・レスパイト）

在籍児童の内訳（平成 29 年 4 月 1 日）

【聖智学園】定員 30 名

区分	幼児	小学校							中学校				高校				計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	2	1	1	0	0	2	3	7	4	0	2	6	5	0	0	5	20
女	0	1	0	1	1	1	0	4	0	1	1	2	2	0	1	3	9
計	2	2	1	1	1	3	3	11	4	1	3	8	7	0	1	8	29

【まほろば】定員 6 名

【あすなろ】定員 6 名

区分	中学校				高校					計	区分	中学校				高校				計
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	就職	計			1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
男	0	1	0	1	1	1	1	1	5	5	男	0	0	0	0	0	2	1	3	3

3. 重点目標

家庭的養護は養育の単位を小規模化すればよいわけではなく、日々の生活の営みを通して子どもとの愛着形成を行うことが重要である。また、発達障害や反応性愛着障害の子どもが占める割合が高くなり、子どもたちを養護する職員にはさらなる専門性が要求される。同時に、各職種が連携し子どもの問題に対応していくために、平成 29 年度は以下を重点目標とする。

(1) 被虐待児への心理的アプローチ

プレイセラピーや箱庭療法等の心理的アプローチにより、被虐待児が心に抱えるストレスを適切に把握し、子どもたちがそのストレスを適切に克服し、社会性を身につ

けられるように心理療法やソーシャルスキルトレーニングなどを実施する。

また、処遇困難児への対応について、職員研修で事例検討会を行い職員間のスキルの共有を行う。

(2) 職業指導、リービングケア及びアフターケアの強化

社会で自立していくためのリービングケアを目的に、グループホームあすなろにおいて、卒園を1～2年後に控えた高校生が食事や洗濯、身のまわりの整理など日々行うことでスキルを身につけている。グループホームまほろばでは特別支援の子どもたちについて社会生活技能訓練を中心に生活スキルを身につける。また、本園でもユニットを中心に調理や洗濯、掃除などの生活力の向上を図る。

アフターケアについては、OB会を開催するなどして退所者の現況の把握につとめたい。また、本園にアフターケアの窓口の設置をはじめ、施設退所後の就労を含む生活状況を見守り必要に応じた支援を行うことで、職場への定着を図り社会的自立を促す。

(3) 学習指導の充実

個々の学力に応じた教材等で個別の指導を心がける。小学生に対しては「公文式教育」を2年間行ってきたが、小学生のみならず中学生や特別支援学校の子どもの基礎学力向上につながっており、今後も継続していきたい。公文式については、学力の向上だけでなく、学習習慣や学習態度の確立の面からも積極的に取り組んでいきたい。また、ウェブ学習教材の利用によって、入所の子どもはもちろん、一時保護やショートステイで学校へ行けない子どもたちの学習支援を行う。さらに、漢字検定や英会話等、子どもたちの要望も聞きながら、将来役に立つ技能の習得にも取り組みたい。

(4) 性教育の実施

施設内に起こり得る性的な問題の対応について職員間で共通理解を図る。職員間でロールプレイを行い、子どもへの指導方法についてどの職員でも一定の指導が行えるようにスキルの共有化を図る。

(5) ライフストーリーワークの実践

子どもたちがどうして自分が施設にいるのかを納得できていないことが多く、そのために気持ちが不安定になり、深い喪失感に苛まれているケースがよくある。子どもの現在の状態を総合的に判断して、入所前の生活史を共有することが、子どもの最善の利益に寄与すると考えられた時、特別な場面を設けて話しあいを行うことがある。

こうした場面においては「今まで言えなかったことを表現できた」という次元を超えて、物事をきちんと説明し、子どもの歴史を共に振り返っていくことが、当の子どもにとって意味のある体験として感じられること、「自分にはこれまで大変なことが色々あったけど、それを乗り越えて生きてきたのだ」「自分を支えてくれる人がいたのだ」、と子ども自身が思えることが大切である。

具体的には、心理療法のナラティブ・エクスポージャー・セラピーを行い、断片化し統合されない記憶を顕在化した記憶に変換し、過去のトラウマ体験をそれまでの成育史の中に位置づけ、一貫した物語として再構成していくことである。そのためには、現在の環境に対する安心・安全感、セラピストに対する信頼感が必要であり、養育者を含んだ治療的環境を整えていくことが最も重要である。

また、子どもたちの歴史を記した本「ライフ・ブック」として、子どもたちの育ちアルバムを作成を子どもと職員が一緒になって行っていく。入所するまでのライフストーリーワークと施設での育ちのアルバムが一つにつながり、子どもたちが自身の存在意義を高め、自分を大事にする自己肯定感の醸成につながると思う。平

(6) 職員の専門性の向上

虐待を受けた子どもだけでなく、近年、発達障害や反応性愛着障害を有する子どもが増加しており、処遇困難なケースが多くなっている。こうした現状での養育には、子どもたちと職員の良好な関係の構築や性的問題や暴力防止への仕組みの整備が重要な課題であり、養育を担う職員により高い専門性が要求されている。

また、小規模ユニットケアの活用や地域小規模児童養護施設の運営においては、職員一人ひとりの力量が問われ、単純に職員数の増加だけで対応でき知識・技術・経験に裏打ちされた養育が必要とされるので、職員のスキルアップを図り、専門性を高めるための研修を実施する。

- ・性教育講座
- ・発達障害への理解を深めるための研修
- ・養育スキルアップ研修
- ・コモンセンス・ペアレンティング（CSP）

(8) 地域交流及び地域の子育て支援

社会福祉法の改正で社会福祉法人の使命として地域貢献が謳われている。また、平成28年度には兵庫県の補助事業で「子育てママ支援事業」が実施され、児童養護施設の持てる専門性を活かし、地域の子育て中の母親向けに「怒鳴らない子育て講座」を行った。その他地域の親子向けに釣り堀大会や、餅つき、竹細工などの催しを行った。

平成29年度については、上記に加え貧困対策として「子ども食堂」を実施したい。

(9) 里親支援

平成27年度4月から里親支援専門相談員が配置された。淡路島には16組の里親さんがおり、委託されているのは7組である。国の方針では、今後施設養育から家庭養育へと社会的養護をシフトしており、施設は里親支援を行うこととしている。支援の内容としては、家庭訪問・レスパイトケア・関係機関の調整等がある。

(10) 子どもたちの心を育む

子どもたちの心を豊かに育むため、日本古来のお茶やお花、また音楽など文化創造的な時間を設ける。また、平成29年度も3年連続で、KID'Sお遍路を2泊3日で行い、我慢強い心やみなとともに歩める心、他人のことを気遣える心を養う。

(11) 職員のメンタルヘルスケア

私たち施設職員は、不適切な対応に陥るリスクを想定し、リスクマネジメントを行いつつながら養育している。それでもなお、不適切な対応に陥ってしまうのは、子どもの中には、力による支配・自己肯定感の欠如・承認欲求や依存傾向の強さ・愛着障害など入所前の不適切な養育環境に適応してしまったという特徴を持つ子どもがいます。このため、子どもは新しい養育者である職員に対し、挑発的とも感じる言動や執拗な要求、試し行動、大人への拒否感や否定的感情など、さまざまな行動を表現する。また、子どもの親への対応にも苦慮する場面があり、職員自身が日々ストレスにさらされやがてはバーンアウトする可能性もある。

対策としては、常にチームで養育し、系統だった組織により若い職員に負荷をかけないようにする。また、職場内で気軽に相談できる組織にするため、若い職員と主任の間に副主任の職位を設け、一人で問題に対処しなくて済むようにする。さらに、施設長が若い職員へアドバイスを行うなどスーパーバイズ的な役割を担う。そして、副施設長による施設職員のメンタルヘルスケアを行う。

5. 養育支援計画

(1) 基本目標

- ① 子どもの成育歴等を把握し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めて養育支援する。
- ② 子どもと共に生活していく中で、素直な甘えや安心感を引き出せるよう養育支援する。
- ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動できるよう養育支援する。
- ④ 子どもの発達段階や施設での生活、学校適応状況を考え合わせ、適切に養育支援する。
- ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、社会規範及び様々な生活技術が習得できるよう養育支援する。
- ⑥ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるように説明し、責任ある行動がとれるよう養育支援する。

(2) 年間目標

項目ごとに支援方法を設定し、生活の向上と充実に向け養育・支援に取り組む。

- 生活・・・日課と生活規範を徹底し、豊かな人間関係、正常な生活習慣と感覚を育んでいく。
- 学習・・・各学校との連携を密にするとともに、基礎学習と学習遅滞児童の指導に留意点を置き、公文式学習の意欲を培っていく。
- 環境・・・居住環境等の整理整頓をこまめに行い、常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図り、潤いと活気に満ちた環境を醸成していく。
- 健康・・・自分の健康に関心を持ち、屋外活動を積極的に行い、規則正しい生活を通して清潔で丈夫な身体を育んでいく。
- 食事・・・食育指導により食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、楽しく食事をとれるようにする。収穫の恵みに感謝する心を育てる。
- 文化・・・児童養護連絡協議会主催の「みんなの文化祭」への参加や、図書、音楽等の積極的利用を図り、豊かな心情と向上心を育てる。
- 運動・・・児童養護連絡協議会主催の各種大会や学校の部活動、地域行事等の活動を通して連帯感を育み、心身の健全な発達を養成する。
- 防災・・・避難訓練を毎月計画的に実施し、防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていく。
- 進路・・・中学・高等学校卒業後の進学や就職に向け、早い時期から目標を設定し、可能性を最大限に引き出せるよう援助していく。
- 地域・・・地元町内会や子ども会等との交流を深めるとともに、積極的に社会参加し、地域の一員であるとの意識が育つよう援助する。

(3) 個別養護計画

子どもたちに安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ養育し、子どもたちの心身の健やかな成長とその自立を支援する。

年齢区分	生活指導	学習指導	家庭環境調整及び職業指導
幼児	日常生活の基礎を学び、習慣づける。トイレトレーニングを行い、排泄の自立を促す。食事のマナーの基礎を学ぶ。	4歳までは施設内で、絵本や音楽に親しみ、文字やリズムなどを習得する。5・6歳は幼稚園に通園し、集団行動・社会性を学ぶ。 発育に遅れのある子どもは、児童発達支援による療育を行う。	各々の家庭の状況を把握し、家庭支援専門相談員を中心に親の生活基盤の安定をめざし、子どもたちが早期に家庭復帰できることを目指す。また、親子関係が途切れることのないように、親との連絡を密にとりながら、子どもへの関心が薄れることの
小学生 低学年	身のまわりの整理整頓の基礎を学び、食事、あいさつ、言葉遣い等のマナーを身につけるようにする。	自主学習（音読、漢字、計算、宿題など）や公文学習等により学習習慣と基礎学習を身につける。	

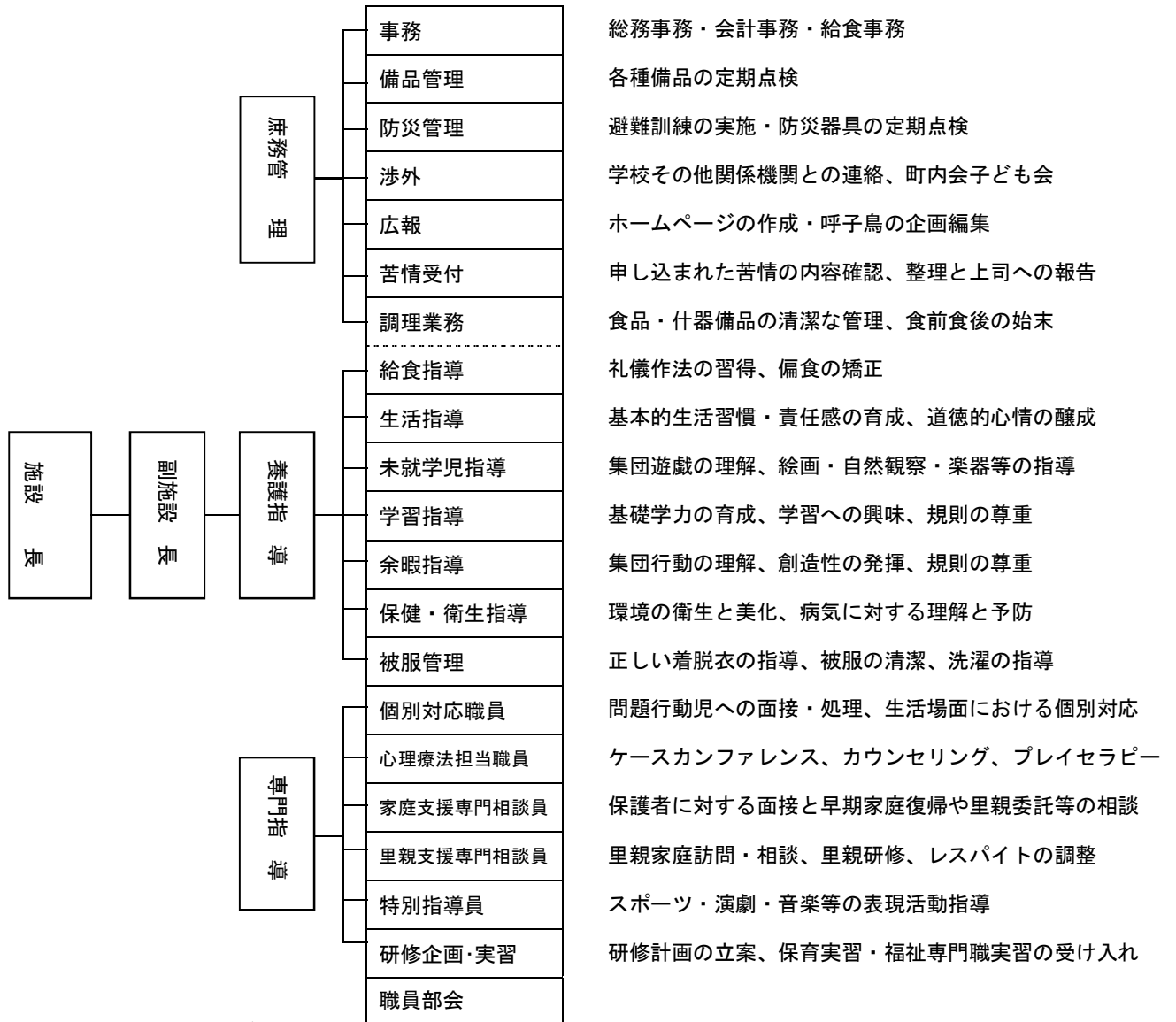
小学校 高学年	身の回りの整理整頓ができるようにする。人の気持ちがわかる、思いやりのある心を育てる。	日々の学習を積み重ね、学習に対する意欲を育てる。公文学習を通じて、基礎学力の向上を図る。	ないように、子ども家庭センターと連携をとりながら支援していく。 中学生については職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、自分はどのような職業につきたいのかを考える。
中学生	身の回りの整理整頓の確立、基礎体力の向上を図る。相手の気持ちを思いやる心を育てる。自分の立場・役割を理解する。	日々の学習を疎かにせず、また、公文学習や家庭教師の指導による学力向上を図り、高校に進学できるようにする。	中学生については職業選択の基礎を学び、どのような職業があるのか、自分はどのような職業につきたいのかを考える。
高校生	社会に出る準備段階として、日々の生活を充実させ、健康管理ができるようにする。地域小規模児童養護施設にてリービングケアを行い、自立に向けた訓練をする。	日々の学習を疎かにせず、また、公文学習や家庭教師の指導による学力向上を図り、目標を実現できるようにする。	高校生については、自分自身状況を把握し、将来の進路を考える。

7. 児童行事

月	行 事
4 月	入学式
5 月	おーい集まれ！こいのぼりの集い（明石公園）
6 月	サッカー大会（神戸レディースフットボールセンター）
7 月	キャンプ
8 月	地域交流夏祭り（学園）
9 月	
10 月	バレーボール大会（洲本文化体育館）
11 月	みんなの文化祭（明石市民会館）
12 月	クリスマス会（学園）
1 月	正月
2 月	節分・ドッジボール大会（洲本文化体育館）
3 月	卒業式・卒園式

8. 組織図（割愛）

9. 業務分担



10. 処遇（勤務）体制

職種	勤務区分	時間帯																								勤務時間 (休憩時間を含む)	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
児童指導員 保育士	早																										6:30~15:30
	遅																										12:30~21:30
	断続																										6:30~9:00 15:30~21:00
	日勤																										10:00~19:00
栄養士 調理員	早																										6:00~15:00
	遅																										10:30~19:30
事務員	日勤																										8:30~17:30
管理宿直	断続																										21:00~8:00

11. 研修計画

【目的】

1. 児童養護施設職員としての各々の職種に応じた基本的知識・技能を身に付ける。
2. 職員それぞれが個人の能力特性を生かし、高い専門性を身に付ける。
3. 職員としての資質向上を行う。

【当面の諸課題を解決するための研修】 通年実施

- ・ 職業指導、リービングケア及びアフターケア
- ・ 学習指導の現状と課題、その対策
- ・ 性教育・性的問題への対応について
- ・ ソーシャルワーク・親子関係の再構築
- ・ 育ちアルバム・ライフストーリーワーク

【法人としての職員研修】

O J T

1. 社会福祉施設の運営
2. 社会的養護に係る研修
3. 先輩職員から伝えたいこと（3回）
 - ①管理職
対象 全職員
 - ②主任
対象 経験3年～5年の職員
 - ③副主任職員
対象 新任職員
4. 子どもの理解と援助のあり方
5. 権利擁護と家庭的養護

O f f - J T

1. 全国児童養護施設長研修協議会
2. 西日本児童養護施設職員研修協議会
3. 近畿児童養護施設職員研修協議会
4. フレッシュマン研修（兵庫県児童養護連絡協議会）
5. 中堅職員研修（兵庫県社会福祉協議会）
6. SBI 研修
7. 子どもの虹情報研修センター
8. 調理員研修（兵庫県洲本健康福祉事務所）

- 9.相談援助に関するもの
- 10.被虐待児のケアに関するもの
- 11.性的な問題に関するもの
- 12.発達障害に関するもの
- 13.学習指導に関するもの
- 14.心理療法に関するもの

【合同検討会】 通年実施

- 1.家庭的養護を推進していく中で、小規模ユニットケアを有効に活用方法について
- 2.子どもの権利に関する学習
- 3.施設内虐待防止について
- 4.自立に向けた携帯電話の使用方法や金銭感覚の身につけ方などのプログラム

12. 防災・安全対策計画

月	点検・検査	教育	訓練
4		火災報知設備操作盤説明（職員）	
5	消防用設備点検		地震避難訓練
6	害虫駆除		津波避難訓練
7		自転車交通教室	地震避難訓練（夜間）
8			地震火災発生避難訓練
9			総合防災訓練
10			火災通報避難訓練
11			社会福祉施設防災の日訓練
12	消防用設備点検	防災教育（児童・職員） 広域消防	火災、避難・消火訓練
1			地震避難訓練（夜間）
2			緊急地震速報対応訓練
3		自転車交通教室	火災避難訓練
備考	電気保安全管理：毎月 建築物定期調査 ：2年毎		